○文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、令第一号
環境省

環境省設置法の一部を改正する法律（令和八年法律第二十二号）の施行に伴い、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年六月三十日

文部科学大臣　松本　洋平
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成二十四年文部科学省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の表環境大臣の権限の項中「地方環境事務所長」を「地方環境局長」に改める。

附　則

この省令は、令和八年七月一日から施行する。